

参 考 资 料



■参考資料

1. 現状分析の方法

本計画の現状分析にあたっては、市民を対象とした独自のアンケートは実施せず、本市がすでに所有している関連計画のアンケート調査データ及び業務で取得したデータを集積し、市民の健康に関する意識や行動、医療・健診・介護の状況、栄養や自殺の状況等の把握及び分析を行いました。

指標とした統計資料は別表のとおりです。

(1) データの集計・整理及び分析方法

- ①市民の健康及び食生活、母子保健等における課題や問題点、傾向等の整理・分析
 - ・調査で得られたデータの単純集計及びクロス集計、時系列分析等を行い、調査で得られたデータに基づいて、市民の健康及び食生活、母子保健等における課題や問題点等を整理・分析し、本市の健康づくり及び食育推進事業や自殺対策事業の基礎資料として活用できるようにまとめました。
- ②国、県等の比較
 - ・国、県等の統計データや調査結果と比較し、本市の課題や問題点、傾向等を整理・分析しました。

(2) 分析の対象とした関連計画のアンケート結果の特徴

- ①筑紫野市総合計画（ちくしのしまちづくりアンケート）
 - ・18歳以上の市民を対象に毎年実施しているアンケートです。
 - ・このアンケートの対象者は、いずれも無作為抽出（等確率抽出）によると同時に、有効回答数も1,000件を超えていることから、得られたデータは比較的精度の高い18歳以上の市民の縮図となっています。
- ②筑紫野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）
 - ・65歳以上の一般高齢者と要支援認定者（要介護認定者を除く）を対象に実施したアンケートで、有効回収率が7割を超え、十分な回答者数が得られている、極めて高い精度で本市の高齢者の縮図となっています。

別 表

■関連計画アンケート

アンケート名	実施年	対象	配布数	有効回答数	有効回答率
筑紫野市総合計画 (ちくしのまちづくりアンケート)	H30	18歳 以上	3,000	1,683	56.1%
	H31			1,530	51.0%
	R2			1,721	57.4%
	R3			1,576	52.5%
	R4			1,592	53.1%
	R5			1,451	48.4%
筑紫野市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	R2	要支援認 定者を含 む高齢者	4,000	3,013	75.3%

■業務取得データ

分析に使用した統計資料	年度	対象
妊娠届出データ	R2～R4	妊娠届出書提出者
乳幼児健康診査	R2～R4	3歳児健診受診者
筑紫野市予防接種実績	H28～R3	定期麻しん風しん第2期接種対象者(小学校就学前1年前にある5歳以上7歳未満)
乳児家庭全戸訪問事業	R2～R4	乳児及び産婦世帯
福岡県児童生徒体力・運動能力調査	R2～R4	市内小・中学校の児童生徒
全国体力・運動能力、運動習慣等調査	R2～R4	市内小・中学校の児童生徒
見える化システム	R5	地域包括ケア「見える化」システム
ふくおか健康アプリ登録データ	R2～R4	ふくおか健康アプリを登録している市民
特定健診法定報告	H28～R4	市特定健診等受診者
健康診査の問診結果	R2～R4	特定健診受診者(市国民健康保険被保険者)、後期高齢者健診受診者、一般健診受診者
国保データベースシステム	H29～R3	市国民健康保険被保険者
成人歯科検診	R2～R4	成人歯科検診受診者
国勢調査	H7～R2	
人口動態統計	S60～R4	
福岡県地域保健事業報告	H28～R3	
地域における自殺の基礎資料 (厚生労働省)	H25～R4	
自殺対策白書	H29	
学校給食における県産農林水産物 利用状況調査	R5	



2. 筑紫野市健康づくり推進協議会設置条例

平成10年3月30日条例第9号

(設置)

第1条 市民の健康づくりを積極的に推進することを目的として、筑紫野市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を掌る。

- (1) 市民の健康づくりのための企画、立案及び調整に関する事。
- (2) 市民の健康づくりのための啓発及び広報活動に関する事。
- (3) その他市民の健康づくり推進のために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 福岡県筑紫保健福祉環境事務所職員
- (2) 医療従事者
- (3) 関係団体代表
- (4) 市の職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長が必要と認めたときは、小委員会を開催することができる。

6 小委員会の委員は、委員の中から会長が選任する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和30年筑紫野市条例第22号）で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例（平成3年筑紫野市条例第37号）で定めるところにより費用弁償を支給する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉部健康推進課に置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第16号）

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成13年12月25日条例第45号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月25日条例第29号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成14年12月12日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市健康づくり推進協議会設置条例の規定は、平成14年9月1日から適用する。



3. 筑紫野市健康づくり推進協議会委員名簿

順不同・敬称略

	委員名	機関団体	
1	跡部 聖子	筑紫野市体育協会	副会長
2	川上 尚計	筑紫野市社会福祉協議会	事務局次長
3	北林 恭子	筑紫保健福祉環境事務所	健康増進課長
4	佐藤 久美子	福岡県栄養士会	企画運営委員
5	高原 要次	筑紫野市コミュニティ運営協議会	山口コミュニティ運営協議会 役員
6	秦 昭宏	筑紫野・太宰府私立幼稚園協会	筑紫野中央幼稚園 園長代理
7	濱野 真敬	筑紫薬剤師会	理事
8	花園 富子	筑紫野市保育所連盟	会長
9	水城 滋子	筑紫野市健康づくり運動サポーターの会	会長
10	牟田 正	筑紫野市シニアクラブ連合会	事務局長
11	山方 直人	筑紫農業協同組合	針摺支店長
12	山内 八千代	筑紫野市食生活改善推進会	副会長
13	安元 和雄	筑紫歯科医師会	監事 安元歯科医院 院長
14	矢ヶ部 雄一	筑紫野市商工会	副会長
15	横溝 清司	筑紫医師会	よこみぞ医院 院長
16	渡邊 しま	筑紫野市校長会	天拝小学校 校長

(任期：令和5年6月1日から令和7年5月31日まで)

4. 健康ちくしの21推進委員会の体制

部名	課名
企画政策部	企画政策課
総務部	人権政策・男女共同参画課
市民生活部	コミュニティ推進課
	国保年金課
健康福祉部	保護課
	生活福祉課
	高齢者支援課
教育部	学校教育課
	生涯学習課
	文化・スポーツ振興課
	学校給食課
環境経済部	農政課

事務局) 健康推進課及び子育て支援課



5. 用語解説集

ア行	
EPDS (エジンバラ産後うつ質問票)	産褥期のうつ病を検出するために開発されたスクリーニング・テスト。産後うつ病を早期に発見し、必要な援助を早期に提供することを目的としている。
LDL コレステロール	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。正常範囲は 140mg/dl 未満で、140mg/dl 以上の場合は高 LDL コレステロール血症になる。
カ行	
虐待	児童虐待、高齢者虐待など、虐待は、その対象も行為も様々である。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、経済的虐待のほかネグレクト（無視、食事を与えない等）がある。
健康寿命	介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、元気に過ごせる期間。国が健康寿命として発表しているのは、「生活基礎調査」で、「あなたは、現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という質問に対して「ある」と回答した人は不健康、「ない」と回答した人を健康とみなして計算したもの。
健康づくりサポーター	本市では、市民協働の健康づくりを推進するため、平成 18 年度から健康づくりサポーターの養成・育成を開始した。食生活改善推進員及び健康づくり運動サポーターをサポーターに位置づけ、様々な健康づくり活動を行政と一体となり実施している。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る）をはかることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられる。
国保データベースシステム	国民健康保険団体連合会が保有する、国民健康保険被保険者の健診・医療・介護のデータシステムのこと。
骨粗しょう症	骨粗しょう症とは、骨の量（骨量）が減って骨が弱くなり、骨折しやすくなる病気。日本には約 1,000 万人以上の患者さんが言われており、高齢化に伴ってその数は増加傾向にある。
コミュニティ・スクール	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことを可能とするための仕組み。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことを目指す。
サ行	
シニアオーバーディー COPD	<small>まんせいへいそくせいはいしっかん</small> 慢性閉塞性肺疾患のこと。長期の喫煙による肺の炎症疾患で、咳・痰・息切れの症状がみられ、ゆっくりと呼吸障害が進行する。
脂質異常症	コレステロールや中性脂肪などの脂質代謝に異常をきたした状態で血液中の脂質の値が基準値から外れた状態を指す。動脈硬化を進行させ、狭心症や心筋梗塞などの心疾患、脳出血や脳梗塞などの脳血管疾患のリスクを高める。



サ行	
歯周病	歯と歯ぐき（歯肉）のすきま（歯周ポケット）から侵入した細菌が、歯肉に炎症を引き起こし、さらには歯を支える骨を溶かして、歯を失う原因となる病気のこと。
収縮期血圧	最大血圧のこと。日本高血圧学会の高血圧診断基準では、診察室での収縮期血圧（最大血圧）が140mmHg以上、または拡張期血圧（最小血圧）が90mmHg以上の場合を高血圧と診断する。また自宅で測る家庭血圧の場合は、収縮期血圧（最大血圧）が135mmHg以上、拡張期血圧（最小血圧）が85mmHg以上の場合を高血圧と診断する。
受動喫煙	たばこを吸わない人が自分の意思とは関係なく、間接的にたばこの煙を吸い込むこと。喫煙者と同様の影響があるとされている。妊産婦や子どもへの影響として、胎児の発育不良、子どもの肺炎・気管支炎、乳幼児突然死症候群との関係も指摘されている。
食生活改善推進員	食生活改善を中心とした市民の健康づくりの正しい知識及び技術を養うための養成講習会の8割以上を修了した者で、かつ、市内の公益に資する食生活改善活動を支援する者をいう。筑紫野市健康づくりサポーターに関する規則で定められている。
周産期	妊娠22週から出生後7日未満までの期間を指す。この時期は母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる。
タ行	
低栄養	エネルギーまたはたんぱく質が不足した状態。血液検査やBMI(体格指数)、体重減少で診断される。
地産地消	地域で生産されたものを地域で消費する活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組。
低出生体重児	体重が2,500g未満で生まれた子どものこと。
適正体重	BMI(body mass index)法によってBMI=22のとき、有病率が最も低くなるとされ、このときの体重を理想体重と考える方法。身長(m)の2乗×22で算出。
糖尿病性腎症	糖尿病の合併症で腎臓の機能が低下した状態。糖尿病性腎症の初期はほとんど自覚症状がなく、進行するとむくみ・貧血・高血圧などを伴い、最後は人工透析が必要になる。人工透析の原因疾患の第1位が糖尿病性腎症で、わが国では毎年1万人以上の方が人工透析を始めるに至っている。
特定健康診査	生活習慣病予防のために、対象者（40～74歳）の方にメタボリックシンドロームに着目した健診を行う。
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフが生活習慣病を見直すサポートをする。
デジタルトランスフォーメーション(DX)	パソコンやスマートフォンなどの情報通信技術の浸透により社会や生活の形、スタイルが変わること。



■参考資料

ナ行	
脳血管疾患	脳梗塞や脳出血など脳の動脈に異常が起こることでおこる疾患の総称。
ハ行	
フレイル	年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能など）が低下して、要介護状態に近づくこと。対策次第で、健康な状態に戻ることも可能。
HbA1c （ヘモグロビン エーワンシー）	過去1～2か月前の血糖値を反映しており、当日の食事や運動など短期間の血糖値の影響を受けない。そのため、血糖のコントロール状態の目安となる検査。
平均自立期間	日常生活動作が自立している期間の平均。本計画では、要介護2～5の要介護認定を受けている人を「不健康」、そうでない人を「健康」とみなして計算する方法を取り入れている。
防災月間	昭和2年9月1日に関東大震災が起こったこと、加えて、災害が多い時期でもあることから、「災害に備えつつ知識を深めるため」として、9月は防災月間とされている。
マ行	
メタボリックシン ドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより心臓病や脳卒中になりやすい病態を指す。値のうち2つ以上が当てはまる状態のことをいう。脳梗塞や心筋梗塞などの原因となる動脈硬化のリスクを高めることが分かっている。 ※腹囲が男性85cm、女性90cm以上で3つの項目のうち2つ以上に該当
メタボリックシン ドローム予備群	※腹囲が男性85cm、女性90cm以上で3つの項目のうち1つに該当
メンタルヘルス	メンタルヘルスとは体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する。体が軽いとか、力が湧いてくるといった感覚と同じように、心が軽い、穏やかな気持ち、やる気が湧いてくるような気持ちの時は、こころが健康と考えられる。
ラ行	
リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態にあること。
ロコモティブシン ドローム	筋肉や神経、骨格などの運動器の障がいのために日常生活の自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態。
ライフコースアプ ローチ	病気やリスクの予防を、胎児期・幼少時から成熟期（生産期）、老年期までつなげて考えアプローチするもの